データマネジメントに係る基本方針

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)の中で、日本が今後目指すべき未来社会としてSociety 5.0 が提唱された。そこで謳われたSociety 5.0の社会とは、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」である。平成30年9月に採択された文部科学省Society 5.0 実現化研究拠点支援事業による大阪大学「ライフデザイン・イノベーション研究拠点(iLDi)(以下「研究拠点」という)」は、関連する協力機関と共にSociety 5.0 の実現化を強く推進し、我が国におけるイノベーションの創出を目的としている。

規格化された大量生産と大量消費の世界から、人の多様性を尊重しその個性を生かした共創の世界へと転換することが我々の考える Society 5.0 の世界である。そのためには、個人情報を含む多様なデータの利活用が必要であるが、同時に、個人情報は個人の権利と深く関連していることから、個人の自己決定権に基づくデータの利活用の仕組みを構築する必要がある。

1 策定の目的

医療データや健康データからなるパーソナル・ヘルス・レコード (PHR) に、日常生活で発生する個人データ及び/または生活環境データを加えたもの (以下、パーソナル・ライフ・レコード (Personal Life Record; PLR) という。)を基礎として、産学官民の共創による研究開発を促進するため、研究や事業における個人情報の保護とデータの適正な取扱い等に関する考え方と必要となる取組みを示すデータマネジメントに係る基本方針 (以下、「本基本方針」という。)を定める。

2 対象

- (1) 本基本方針は、研究拠点の研究プロジェクト及びグランドチャレンジ 採択プロジェクト(以下、「iLDi プロジェクト」という。)において研 究や事業に従事する者(以下、「iLDi プロジェクト参加者」という。) が遵守するものとして策定する。
- (2) iLDi プロジェクトのプロジェクトリーダーは、別紙に定めるデータマネジメントプランを研究拠点に提出し、研究拠点と合意するものとする。
- (3) 本基本方針の対象となるデータは、iLDi プロジェクトで取得あるいは 利用するデータ及び/又はかかるデータに対し技術的に復元困難な加 工等が施されたデータ(以下、「PJデータ」という。)とする。PJデー タに個人情報が含まれる場合、個人情報保護法上の手続を履践するこ

大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点(iLDi)

とを条件として、研究拠点への提供あるいは PLR 基盤(研究・事業等において収集された個人のデータを、その個人(本人)の同意に基づいて、他の目的に利活用できるようにする仕組み)を通した第三者による利用を行うことができるものとする。

3 データマネジメントの考え方

- (1) 基礎情報の把握:取得・利用するデータの種類やデータフロー、ステークホルダーの事前把握と関連する法令やガイドライン類の把握
- (2) リスクの最小化:データフローに基づくありうるリスクの発見・評価。可能な限りのリスクの低減、受け入れ可能なレベルになっていることの確認
- (3) 社会的利益:社会にとって利益となることのわかりやすい説明
- (4) 個人的利益:データを提供する個人が不利な扱いを受けないことの説明
- (5) ガバナンス:センシング技術は監視技術であることの認識と内部及び 外部の監督の体制整備

以上の考え方を踏まえて、適切なデータマネジメントを確保するため、データポリシー<セキュリティ編>、<倫理編>及び<利活用編>を策定する。

4 PJ データのセキュリティについて

- (1) iLDi プロジェクトリーダーは、情報管理責任者として PJ データを善良なる管理者の注意をもって管理・保管しなければならず、適切なデータ取扱責任者の選任等の人的、組織的及び物理的な管理体制と手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置など内容に応じた措置を講ずるものとする。
- (2) 研究拠点は、PJ データの保存・管理、運用、廃棄、ならびにセキュリティについては個人が識別できる状態であるか否かの状況等に応じて、保存・管理に対する安全対策や、運用、廃棄の方針を決めるものとする。
- (3) PJ データの保存・管理、運用、廃棄、ならびにセキュリティの詳細は、データポリシー<セキュリティ編>で詳細を定める。
- (4) PJ データのセキュリティに関する業務は、情報セキュリティ専門委員会が行う。

5 PJ データの倫理について

(1) PJ データが倫理的に適切な目的や方法で、適法かつ正当な権限をもった者によって取り扱われるよう、データの倫理的取扱いや、個人情報

大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点(iLDi)

やプライバシーの保護を含めた、iLDi プロジェクト参加者の責務を取り決めるものとする。

- (2) PJ データの倫理的取扱いや、個人情報やプライバシーの保護については、データポリシー<倫理編>で詳細を定める。
- (3) 倫理的課題に関する検討や支援、モニタリング、市民からの問い合わせに対応するための窓口等の業務は、データガバナンス専門委員会が行う。

6 PJ データの利活用の取扱いについて

- (1) iLDi プロジェクト参加者が遵守すべき秘密保持義務の内容や知的財産 の取扱いを定める。
- (2) PJ データの利活用及び知的財産の取扱いについては、データポリシー <利活用・知的財産編>で詳細を定める。
- (3) 研究拠点は、委託契約、共同研究契約において、データポリシー <利 活用編 > を遵守するため、データに関する契約条文を提示するものと する。
- (4) データ利活用及び知的財産に関する検討や支援に関する窓口等の業務は、データガバナンス専門委員会が行う。

7 その他

- (1) 研究拠点は、PJ データを利活用した学術発表等を行う機関に対し、「文部科学省 Society 5.0 実現化研究拠点支援事業における大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点(iLDi)」の引用を適切に行うよう求めるものとする。
- (2) 研究拠点は、科学技術の進展や社会の動向、研究拠点における取組の 状況を踏まえて、必要に応じて本基本方針やその他関連する規約、ポリシーの改定を運営会議の議を経て行う。
- (3) 研究拠点は、PJ データの取得、保存・管理、利用等において、本基本 方針に違反するか否かにかかわらず iLDi プロジェクト参加者等が被っ た損害や第三者に与えた損害に関して研究拠点に悪意重過失がない限 り責任を負わない。

附則

本基本方針は、令和元年11月1日から適用し、今後必要に応じて、適宜、 見直しを行う。

1

大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点 (iLDi)

附則

本基本方針は、令和2年4月13日から適用する